

三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業に係る

木造住宅耐震診断設計資格者登録の手引き

三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業は、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修工事費の一部を三次市が補助する制度です。

当該補助事業に係る耐震診断、耐震改修設計及び工事監理を行う場合には、三次市へ木造住宅耐震診断設計資格者として登録する必要があります。

木造住宅耐震診断設計資格者の登録要件（すべてに該当する者）

- ・ 法人又は個人事業主（建築士法第23条第1項の規定による登録を受けた者に限る。）に直接雇用されている者又は当該個人事業者
- ・ 建築士法第2条の規定による1級建築士、2級建築士若しくは木造建築士
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習のうち、木造耐震診断資格者講習修了者。または、同等以上の内容と有すると国土交通大臣が認める講習修了者。



三次市建設部都市建築課

目次

三次市木造住宅耐震診断資格者登録のフロー	P 3
----------------------------	-----

【登録申請手続き】

1 注意事項	P 4
2 木造住宅耐震診断設計資格者に係る登録申請について	P 4
2. 1 申請に必要な書類	
2. 2 申請の方法	
2. 3 申請後の流れ	
3 登録事項に変更があった場合について	P 5
3. 1 届け出に必要な書類	
3. 2 届け出の方法	
3. 3 届け出後の流れ	
4 登録の辞退について	P 5
4. 1 申し出に必要な書類	
4. 2 申し出の方法	
5 登録の抹消について	P 6
5. 1 登録の抹消となる場合	
5. 2 登録の抹消後の通知	

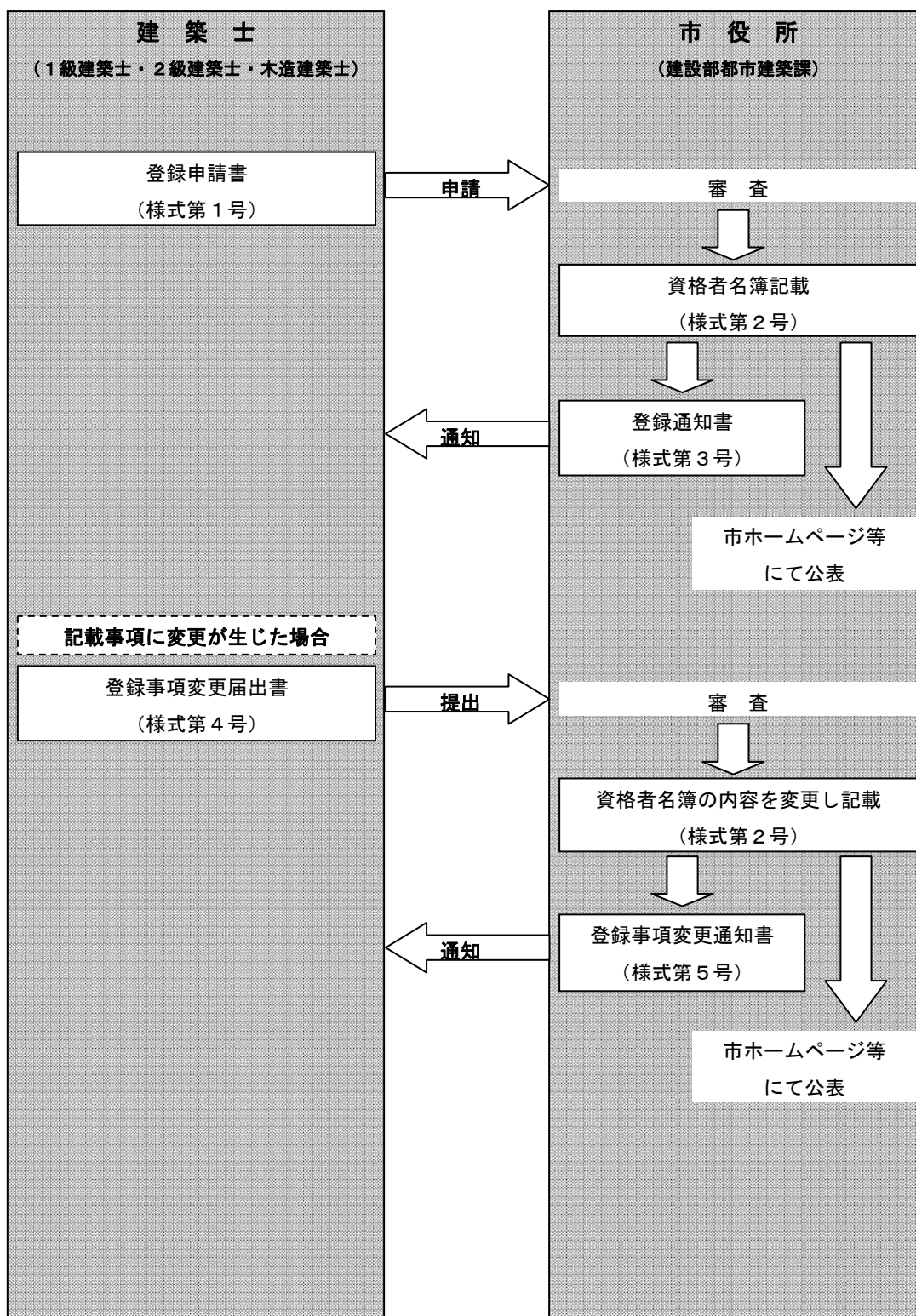
【記入例】

※要綱様式：三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助
事業実施要綱

※事務処理要領様式：三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工
事費補助事業申請及び事務処理要領

○ 三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿登録申請書 (要綱様式第1号)	P 7
○ 三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更届出書 (要綱様式第4号)	P 8
様式集	P 9 ~ 16

三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録フロー



登録申請手続き

1 注意事項

- (1) 木造住宅耐震診断設計資格者として三次市に登録されていないと、補助事業に係る耐震診断、耐震改修設計及び工事監理を行うことはできません。
- (2) 耐震診断に係る補助金の交付決定通知が行われる前に、耐震診断の実施の契約を締結してしまうと、補助は受けられません。
- (3) 耐震改修工事に係る補助金の交付決定通知が行われる前に、耐震改修工事の工事監理及び耐震改修工事の施工に係る契約を締結してしまうと、補助は受けられません。

2 木造住宅耐震診断設計資格者に係る登録申請について

● 2. 1 申請に必要な書類（申請部数：正本1通・副本1通）

- (1) 三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿登録申請書
(要綱様式第1号)【記入例：P7】
- (2) 建築士免許証の写し
- (3) 建築士事務所登録通知書の写し
- (4) 木造耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し

● 2. 2 申請の方法

必要書類を作成の上、三次市建設部都市建築課建築指導係まで提出してください。(随時受け付けを行います。)

問合せ先

〒728-8501

広島県三次市十日市中2丁目8番1号

三次市 建設部 都市建築課 建築指導係 (本館4階)

電話：0824-62-6385

FAX：0824-62-6166

● 2. 3 申請後の流れ

- (1) 申請された内容を審査し、木造住宅耐震診断設計資格者として適当と認めるときは「三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿(要綱様式第2号)」に登録するとともに、「三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録通知書(要綱様式第3号)」を交付いたします。

(2) 三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿は、市のホームページへの掲載及び市建設部都市建築課受付窓口にて公表いたします。

(3) 登録の有効期間は、登録の日から起算して最長3年間となります。

3 登録事項に変更があった場合について

登録に係る記載事項に変更が生じた場合は、必ず変更の届け出を行ってください。

● 3. 1 届け出に必要な書類（届出部数：正本1通・副本1通）

- (1) 三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更届出書
(要綱様式第4号)【記入例：P8】
- (2) 変更する内容が確認できる書類

● 3. 2 届け出の方法

必要書類を作成の上、三次市建設部都市建築課建築指導係まで提出してください。

● 3. 3 届け出後の流れ

- (1) 届け出された内容を審査し、適当と認めたときは「三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿（要綱様式第2号）」に変更事項を登録するとともに、「三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更通知書（要綱様式第5号）」を交付いたします。
- (2) 変更後の三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿は、市のホームページへの掲載及び市建設部都市建築課受付窓口にて公表いたします。

4 登録の辞退について

事情により、登録を辞退する場合は、必ず申し出を行ってください。

● 4. 1 申し出に必要な書類（申出部数：正本1通）

- 三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録辞退申出書
(事務処理要領様式第2号)

● 4. 2 申し出の方法

必要書類を作成の上、三次市建設部都市建築課建築指導係まで提出してください。

5 登録の抹消について

● 5. 1 登録の抹消となる場合

- (1) 登録の辞退の申出があったとき。(4. 1の辞退申出)
- (2) 登録の有効期間が満了したとき。
- (3) 建築士法第2条第1項の建築士でなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (5) 市長が不相当と認めたとき。

● 5. 2 登録の抹消後の通知

木造住宅耐震診断設計資格者の登録を抹消したときは「三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録抹消通知書(要綱様式第6号)」を交付いたします。

三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更届出書

年 月 日

三 次 市 長 様

所属建築士事務所名
 所属建築士事務所所在
 氏 名

㊞

三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿登録内容の変更をしたいので、三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業実施要綱第4条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録
 通知書(様式第3号)の登録番号を記入して
 ください。

変更前

登 録 番 号	第 ○○○ 号		
氏 名	○ ○ ○ ○	建 築 士 種 別	○○建築士
事 務 所 名	○○○○	建 築 士 登 録 番 号	○○○○○
事 務 所 所 在	○○○○○	事 務 所 T E L	○○○○
所 属 団 体	○○○○	事 務 所 F A X	○○○○

変更後

氏 名	○ ○ ○ ○	建 築 士 種 別	○○建築士
事 務 所 名	○○○○	建 築 士 登 録 番 号	○○○○○
事 務 所 所 在	○○○○○	事 務 所 T E L	○○○○
所 属 団 体	○○○○	事 務 所 F A X	○○○○

(添付書類)

- ・ 変更の内容が確認できる書類

様式集

<木造住宅耐震診断設計資格者>

【三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業実施要綱】

- 様式第1号：三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿登録申請書
(第4条関係) P 1 0
- 様式第2号：三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿
(第4条関係) P 1 1
- 様式第3号：三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録通知書
(第4条関係) P 1 2
- 様式第4号：三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更届出書
(第4条関係) P 1 3
- 様式第5号：三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更通知書
(第4条関係) P 1 4
- 様式第6号：三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録抹消通知書
(第4条関係) P 1 5

【三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業申請及び事務 処理要領】

- 様式第2号：三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録辞退申出書
(第7条関係) P 1 6

三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿登録申請書

年 月 日

三 次 市 長 様

私は、三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業実施要綱第4条第3項の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請にあたっては次のことに同意します。

- 1 三次市が三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿を市ホームページに掲載すること及び市窓口において市民の閲覧に供すること。
- 2 耐震診断及び耐震改修設計は、「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修・財団法人日本建築防災協会発行）に基づいて行うこと。
- 3 耐震診断及び耐震改修設計を依頼する市民には、誠意を持って対応し、実施した耐震診断及び耐震改修設計の内容に関する問い合わせについては、責任を持って対処すること。
- 4 市民に対して不当に耐震改修の勧誘等をしないこと。
- 5 名簿に登録されることについて、所属先の同意がなされていること。
- 6 三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業実施要綱の内容を理解し、耐震診断及び耐震改修設計についての知識及び技能の維持向上に努めること。

※太枠の中のみ、記入して下さい。

年 月 日 第 号

氏 名	Ⓜ		
建築士登録番号	(1級・2級・木造) 建築士登録 第 号		
所属建築士事務所名			
代 表 者 名			
所 在 地			
事務所登録番号	() 知事登録 第 号		
電 話 番 号		FAX 番号	
所 属 団 体 名	<input type="checkbox"/> (社) 広島県建築士会 <input type="checkbox"/> (社) 日本建築構造技術者協会 <input type="checkbox"/> (社) 日本建築家協会 <input type="checkbox"/> (社) 日本建築学会 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※電話番号及びFAX番号は、市民が連絡する際の番号を記入して下さい。

三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿

年 月 日現在

1	登録番号	第 号		
	氏名		建築士種別	
	事務所名		建築士登録番号	
	事務所所在		事務所TEL	
	所属団体		事務所FAX	
2	登録番号	第 号		
	氏名		建築士種別	
	事務所名		建築士登録番号	
	事務所所在		事務所TEL	
	所属団体		事務所FAX	
3	登録番号	第 号		
	氏名		建築士種別	
	事務所名		建築士登録番号	
	事務所所在		事務所TEL	
	所属団体		事務所FAX	
4	登録番号	第 号		
	氏名		建築士種別	
	事務所名		建築士登録番号	
	事務所所在		事務所TEL	
	所属団体		事務所FAX	

三次 指令第 号
年 月 日

所属建築士事務所名
所属建築士事務所所在
氏 名 様

三次市長 

三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録通知書

年 月 日付けで申請の三次市木造住宅耐震診断設計資格者の名簿登録については、三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業実施要綱第4条第4項の規定により、次のとおり登録することに決定したので、同条第6項の規定により通知します。

登録番号	第 号		
氏 名		建築士種別	
事務所名		建築士登録番号	
事務所所在		事務所 TEL	
所属団体		事務所 FAX	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更届出書

年 月 日

三 次 市 長 様

所属建築士事務所名
所属建築士事務所所在
氏 名

㊞

三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿登録内容の変更をしたいので、三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業実施要綱第4条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更前

登 録 番 号	第 号		
氏 名		建 築 士 種 別	
事 務 所 名		建 築 士 登 録 番 号	
事 務 所 所 在		事 務 所 T E L	
所 属 団 体		事 務 所 F A X	

変更後

氏 名		建 築 士 種 別	
事 務 所 名		建 築 士 登 録 番 号	
事 務 所 所 在		事 務 所 T E L	
所 属 団 体		事 務 所 F A X	

(添付書類)

- ・ 変更の内容が確認できる書類

三次 指令第 号
年 月 日

所属建築士事務所名
所属建築士事務所所在
氏 名

様

三次市長



三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更通知書

年 月 日付けで申請の三次市木造住宅耐震診断設計資格者の名簿登録については、三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業実施要綱第4条第8項の規定により、次のとおり変更事項の登録をしたので、同条第9項の規定により通知します。

登録番号	第 号		
氏 名		建築士種別	
事務所名		建築士登録番号	
事務所所在		事務所 TEL	
所属団体		事務所 FAX	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

三次 指令第 号
年 月 日

所属建築士事務所名
所属建築士事務所所在
氏 名

様

三次市長印

三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録抹消通知書

年 月 日付け三次 指令第 号で登録の三次市木造住宅耐震診断設計資格者の名簿登録については、三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業実施要綱第4条第12項の規定により、登録を抹消したので同条第13項の規定により、次のとおり通知します。

抹消内容

登 録 番 号	第 号		
氏 名		建 築 士 種 別	
事 務 所 名		建 築 士 登 録 番 号	
事 務 所 所 在		事 務 所 T E L	
所 属 団 体		事 務 所 F A X	

三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録辞退申出書

年 月 日

三 次 市 長 様

所属建築士事務所名
所属建築士事務所所在
氏 名

㊞

三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿登録を辞退したいので、三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助要綱第4条第12項第一号の規定により、次のとおり申し出ます。

登録を辞退する理由	
-----------	--

登 録 番 号	第 号		
氏 名		建 築 士 種 別	
事 務 所 名		建 築 士 登 録 番 号	
事 務 所 所 在		事 務 所 T E L	
所 属 団 体		事 務 所 F A X	